

第2次自転車活用推進計画の概要

2017年5月1日に自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が施行され、同法第9条に基づいて国は「自転車活用推進計画」を2018年6月8日に閣議決定しました。当初の計画期間（3年間）は2020年度で終了し、国は「第2次自転車活用推進計画」を2021年5月28日に閣議決定しました。第2次自転車活用推進計画の概要は次のとおりです。

（1）自転車活用推進計画の位置付け

自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が2017年5月1日に施行された。

自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第9条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けるものである。

（2）計画期間

自転車活用推進計画と関連を有する社会資本整備重点計画や交通政策基本計画等が計画期間を5年間としており、これらと整合を図るため、計画期間を令和7（2025）年度までとした。

（3）計画改定のポイント

第2次自転車活用推進計画では、(1)コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まりや、(2)情報通信技術の飛躍的発展、(3)高齢化社会の進展等の昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、前計画から取組を更に強化することとしている。

計画の構成としては、4つの目標は前計画を踏襲しつつ、新たな施策として、「多様な自転車の開発・普及」及び「損害賠償責任保険等への加入促進」を追加した。

（4）自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

自転車活用推進法の目的や基本理念を踏まえるとともに、自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、自転車活用推進法第8条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針を踏まえて、具体的に実施すべき施策を定める。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

（実施すべき施策）

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。
- ②. 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。

3. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
4. 公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
5. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。
6. シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。
7. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

(実施すべき施策)

8. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。
9. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。
10. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
11. 自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

(実施すべき施策)

12. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。
13. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(実施すべき施策)

14. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。
- ⑮. 高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。
16. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。
17. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。
18. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。

19. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(1.の再掲)
- ⑳. 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。(②の再掲)
21. 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。
- ㉑. 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。

(注) ○で囲った施策は、第2次の計画において新たに盛り込まれた施策である。

自転車活用推進計画の内容、取組、ニュース、イベント等については、国土交通省自転車活用推進本部のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/index.html>